

【大学推薦 University Recommendation】

奨学金等名称 Name of Foundation (or Name of Scholarship)				
生命保険協会留学生奨学金 Insurance Association Scholarship				
募集人数 Number of Openings		前年度実績 Previous Year's Record		
全体 Total	8名程度	推薦 Recommended	0	
本学 For Chiba Univ.	2	採用数 Admitted	0	
	うち 学部生 Undergraduates			うち 大学院生 Graduates
学部・研究科 Department	2	対象外		
	学部 Undergraduate Students		研究分野 Research Field	不問 Unmentioned
	大学院 Graduate Students			
主な応募資格 Some of Eligibility Requirements	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年4月において、学部3年次または博士前期課程1年次に正規生として進学する私費外国人留学生 ・奨学金受給期間中、日本国外に留学する予定がなく、他の奨学金の給付を受けない者 ・学業・人物ともに優秀であり、かつ健康である者 ・留学の目的及び計画が明確で、修学効果が期待できる者 ・日本語による意思伝達ができる者 Japanese skills required ・金融業界、特に生命保険に関心のある者(専攻分野は問わない) ・経済的援助を真に必要とする者 ・これまでに本奨学金を受給、及び応募したが選考で不採用になった者は対象外 			
特記事項 Note	別記又は留学生課ホームページに掲載の「奨学金応募に関する諸注意」を必ず確認して下さい。 2019年度前期に私費外国人留学生を対象とした「奨学申請者登録」を行った者が申請できます。 Non-Japanese speaking students who require assistance, please consult to International Student Division.	国籍 Nationality	インド・インドネシア・韓国・カンボジア・シンガポール・スリランカ・タイ・台湾・中国・ネパール・パキスタン・バングラデシュ・フィリピン・ブータン・ブルネイ・ベトナム・香港・マカオ・マレーシア・ミャンマー・モンゴル・ラオス	
支給金額 Amount	月額10万円	支給期間 Duration	始 From	2020/4
			至 To	2022/3
			年数 Year(s)	2
募集期間 Application Period		推薦者の発表日(予定) Candidate Selection Result will be announced on		
始 From	2019/10/23	2019/11/15		
至 To	2019/11/8			
推薦者の応募書類提出期限 Application Document must be submitted by (For Candidate only)				
2019/11/29				
財団による選考(又は面接実施)の通知時期 Selection Result (or Interview) by the Foundation will be announced in		2020/3		

掲示日：2019/10/23

2020 年度 生命保険協会留学生奨学生 (セイホスカラーシップ) 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、一般社団法人生命保険協会のご支援により、「生命保険協会留学生奨学生」の 2020 年度奨学生を、下記により募集する。

記

1. 目的

アジア諸国及び地域からの私費留学生に対して奨学生を支給し、日本での勉学への支援を通じて、日本と出身国との相互理解と友好・親善の増進に寄与することを目的とする。

2. 奨学生の寄付者及び寄付の趣旨

本奨学生の寄付者である一般社団法人生命保険協会(以下「寄付者」という。)は、設立 80 周年記念事業の一環として奨学生制度を設立し、1990 年度から 2011 年度まで経団連国際教育交流財団を通じ 339 名の留学生に奨学生を支給したが、2012 年度中に経団連国際教育交流財団よりこの奨学生制度が寄付者へ返還されることとなり、留学生への支援を継続するため、新たな奨学生制度の設立を目的として本協会に資金を提供された。

3. 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) アジア諸国及び地域*の国籍を有し、2020 年 4 月に日本国内の大学(以下「大学」という。)の学士課程 3 年次に進学または、大学院修士課程 1 年次に進学する私費外国人留学生(留年者を除く)。日本国内の大学は、寄付者と協議の上選定した指定校制とする。また、在留資格は留学であること。
- (2) 本奨学生の受給期間中、日本国外に留学する予定がなく、他の奨学生を受けない者[貸与型(返済が必要なもの)奨学生、学費免除及び一時金は除く]。
なお、これまでに本奨学生を受給したことがある者、及び以前応募したが選外となった者は、対象外とする。
- (3) 学業・人物ともに優秀であり、かつ健康である者
- (4) 留学の目的又は計画が明確で、修学の効果が期待できる者。
- (5) 日本語による意思伝達が可能な者。
- (6) 金融業界、特に生命保険に関心のある者(在籍する大学での専攻分野は問わない)。
- (7) 経済的援助を真に必要とする者。
- (8) 在籍大学の長の推薦を受けることができる者。

* 「アジア諸国及び地域」とは、インド・インドネシア・韓国・カンボジア・シンガポール・スリランカ・タイ・台湾・中国・ネパール・パキスタン・バングラデシュ・フィリピン・ブータン・ブルネイ・ベトナム・香港・マカオ・マレーシア・ミャンマー・モンゴル・ラオス とする。

4. 支給人数

8 名程度

5. 支給内容

月額奨学生 10 万円

6. 支給期間

2020 年 4 月より 2022 年 3 月までの 2 年間

7. 応募・推薦方法

- (1) 本奨学生を受けようとする者(以下、「応募者」という。)は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、3に挙げる応募資格に該当する者(学部生、大学院生合わせて2名まで)について、8に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。

8. 応募・推薦書類

- (1) 願書(別紙様式1。日本語で記載されたものに限る。) 1通
(2) 応募者の写真(最近6カ月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。) 1葉
(3) 推薦書(別紙様式2、推薦理由は指導教官等が記入すること。成績評価係数*を記入すること。) 1通
(4) 学業成績証明書(在籍する大学における2018年度及び2019年度前期までのもの。) 1通

*日本語以外で記載されたものについては和訳を添付すること。

*成績評価係数算出方法(小数点第3位を四捨五入)

提出する学業成績証明書(2018年度及び2019年度前期分)の成績について、

下表により[成績評価ポイント]を算出し、計算式に当てはめて計算

成 績 評 価					
4段階評価(パターン1)		優	良	可	不可
4段階評価(パターン2)		A	B	C	F
4段階評価(パターン3)		100~80点	79~70点	69~60点	59点~
5段階評価(パターン4)	100~90点	89~80点	79~70点	69~60点	59点~
5段階評価(パターン5)	S	A	B	C	F
5段階評価(パターン6)	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

「計算式」

([評価ポイント3の単位数]×3)+([評価ポイント2の単位数]×2)+([評価ポイント1の単位数]×1)+([評価ポイント0の単位数]×0)

総登録単位数

※成績評価係数は選考の際に参考といたしますが、この値をもってのみ奨学金の採否を決定するものではありません。

9. 応募・推薦書類の提出期限

2019年12月12日(木)必着。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備がある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

10. 選考方法及び結果の通知

理事長は7の(2)により推薦された者について寄付者とともに選考を行い、受給者を決定する。なお、受給者の選定にあたっては、以下の点に留意して選考を行う。

①出身国及び地域に偏りが無いよう考慮する。

②金融業界または生命保険業界への就職希望の有無を考慮する。

結果は2020年3月中を目途に在籍する大学を通じて通知する。また、必要に応じて面接(2月中旬～下旬頃)を行う。なお、採否に関する照会には応じない。

11. 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

12. 受給者の義務

- (1) 受給者は、本奨学金受給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後1か月以内に、所定の様式により大学を通じて本協会に報告しなければならない。
- (2) 受給者は、学籍に変更があった場合、所定の様式により大学を通じて本協会へ遅滞なく届け出なければならない。
- (3) 受給者は、住所・連絡先に変更があった場合、大学在籍中は所定の様式により大学を通じて、大学卒業後は任意の様式により直接本協会へ遅滞なく届け出なければならない。
- (4) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、大学卒業時に所定の様式により、大学を通じて本協会に報告しなければならない。
- (5) 受給者は、年1回開催される報告会(5月～6月頃)に出席しなければならない。
- (6) 受給者は、本奨学金受給期間中及び受給終了後、本協会又は寄付者の要請に応じ、アンケート等への回答をしなければならない。

13. 奨学金支給の休止または終了及び決定取消

- (1) 受給者が長期欠席(1か月以上)した場合は、本奨学金の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学金支給の再開を願い出たときは、6に記載した奨学金の支給期間内において奨学金の支給を再開することがある。但し、6の支給期間は延長しない。
- (2) 受給者が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を終了する。
 - ①大学を卒業、退学、休学、または留年した場合。
 - ②本奨学金受給者の義務を怠った場合。
 - ③募集・推薦要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ④その他受給者として相応しくないと判断された場合。
- (3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。

14. その他(注意事項等)

- (1) 受給者は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、13に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。また、本奨学金寄付者への入社その他の付帯義務を負うものではない。
- (2) 奨学金採用決定(本奨学金採用決定通知を大学が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨報告しなければならない。また、本奨学金奨学生として採用された場合、受給期間終了まで本奨学金を辞退し、他の奨学金を受給することはできない。

15. 個人情報の取扱い

(1)個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、本奨学金寄付者と共同して、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、あらかじめ本人の同意がない限り、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

(2)個人情報の利用目的

本協会及び本奨学金寄付者は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ①本奨学金の受給者を決定する選考のため。
- ②奨学金支給事務のため。
- ③奨学金授与式または交流会・インターンシップ等の開催のため。
- ④当協会実施の学生援助プログラムの案内や参加の際の連絡手段のため。
- ⑤報告書、お礼状、近況報告等を事前に受給者本人からの承諾を受けた上で、当協会及び奨学金寄付者のホームページ等において広報目的に利用するため。

16. 応募・推薦書類の提出先・問い合わせ先

公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生支援部 国際教育支援室
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLXビルディング 12階
TEL:03-5454-5274 FAX:03-5454-5242 E-mail:ix@jees.or.jp

以 上